

青森県報

第三千九百三十三号

平成二十六年
十月三日
(金曜日)

目次

告 示

自衛官候補生の募集期間、採用試験の期日等……………(市町村課) ……一
 漁船保険付保義務の同意を求めるとの届出……………(水産振興課) ……一

公 告

特定調達契約に係る契約の相手方の決定に関する公示……………(情システム課) ……二
 大規模小売店舗の変更の届出……………(商工政策課) ……二
 青森港湾計画の変更の概要……………(港湾空港課) ……三
 P P C用紙の単価契約に係る一般競争入札……………(会計管理課) ……四
 特定調達契約に係る契約の相手方の決定に関する公示……………(同) ……六
 建設業者の許可の取消し……………(東青地域) ……七
 右 同……………(同) ……七
 右 同……………(同) ……七
 右 同……………(同) ……七
 議 会……………(中南地域) ……七
 公印の印影を印刷することができる文書……………(総務課) ……八

告 示

青森県告示第七百十号

陸上自衛隊の平成二十六年第四次募集期間、採用試験の期日等を次のとおり定めたので、自衛隊法施行令(昭和二十九年政令第百七十九号)第百十四条及び第百七十七条第一項の規定により告示する。

平成二十六年十月三日

青森県知事 三 村 申 吾

募集期間	平成二十六年十月三日から同年十一月七日まで (第二回募集)		
試験期日	開始時刻	試 験 場	名 称
平成二十六年十一月十六日(日)	受付後に	位 置	陸上自衛隊青森駐屯地
			陸上自衛隊八戸駐屯地
			青森市大字浪館字近野四五
			八戸市大字市川町字桔梗野官地

青森県告示第七百一十一号

漁船損害等補償法施行令(昭和二十七年政令第六十八号)第五条第一項の規定により、漁船損害等補償法(昭和二十七年法律第二十八号)第百十二条第一項の規定による同意を求めるとの届出があったので、同令第五条第三項の規定により、次のとおり公示し、届出に係る指定漁船調書を次のとおり縦覧に供する。

平成二十六年十月三日

青森県知事 三 村 申 吾

加入区の名	届 出 事 項	期 間	場 所
称	発起人の住所及び氏名	指定漁船調書の縦覧	

蓬田	東津軽郡蓬田村大字中沢字浪返三六の一	坂 本 重 彦	平成二十六年十月三日から十月十七日まで	蓬田村漁業協同組合
	東津軽郡蓬田村大字郷沢字浜田一四二の四	福 田 幸 生		
	東津軽郡蓬田村大字郷沢字浜田一四一の五	中 川 八 千 雄		

公 告

特定調達契約に係る契約の相手方の決定に関する公示

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第三百七十二号）第四条に規定する特定調達契約につき契約の相手方を決定したので、同令第十一条の規定により次のとおり公示する。

平成二十六年十月三日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 物品等の名称及び数量
パーソナルコンピュータ 一式
- 二 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
青森県企画政策情報システム課
青森市長島一丁目の一
- 三 契約の方法
随意契約
- 四 契約の相手方を決定した日
平成二十六年七月二十五日
- 五 契約の相手方の名称及び住所
株式会社青森共同計算センター
青森市第一問屋町三丁目一〇の二六

六	契約金額 三千二十六万六千六百円		
七	随意契約の理由 地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第六百六十七条の二第一項第八号 契約の相手方を決定した手続		
八	質貸借機器等に要求される性能等が満たされていると判断した申請書等を提出した者を参加者として入札を行ったが、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもつて有効な入札を行った者がなく、再度の入札に付したが落札者がなかったため、予定価格の制限の範囲内で、最低の価格の見積を行った者と随意契約により契約を締結したものである。		
九	入札の公告を行った日 平成二十六年六月十三日		
	大規模小売店舗の変更の届出 大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定による大規模小売店舗の変更の届出があったので、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により次のとおり公告する。		
	平成二十六年十月三日		
	青森県知事 三 村 申 吾		
一	大規模小売店舗の名称及び所在地 弘前城東タウンプラザ 弘前市大字早稲田四丁目二の一外		
二	大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名		
変 更 前	セントラルリーシングシステム株式会社 北海道札幌市中央区大通西六丁目一〇の一 代表取締役 阿部直志	変 更 後	セントラルリーシングシステム株式会社 北海道札幌市中央区大通西六丁目一〇の一 代表取締役 本多貞直
			平成 二六・六・三 年月日

三 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名

株式会社ユニバース

八戸市大字長苗代字前田八三の一

代表取締役 三浦紘一 外

四 届出年月日

平成二十六年九月十二日

五 届出書の縦覧

1 場所

青森県商工労働部商工政策課及び弘前市役所

2 期間

平成二十六年十月三日から平成二十七年二月三日まで

3 時間

午前八時三十分から午後五時十五分まで

ただし、弘前市役所にあつては、その執務時間内とする。

六 意見書の提出

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、意見書を提出することができる。

1 提出期限

平成二十七年二月三日

2 提出先

青森県商工労働部商工政策課

3 記載事項

(一) 意見書の提出者の氏名(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)及び住所

(二) 意見書の提出の対象となる大規模小売店舗の名称

(三) 意見及びその理由

4 言語

意見書は、日本語により記載すること。

青森港港湾計画の変更の概要

港湾法(昭和二十五年法律第二百十八号)第三条の三第九項の規定に基づき、青森港港湾計画の変更の概要を次のとおり公示する。

平成二十六年十月三日

青森港港湾管理者 青 森 県
代表者 青森県知事 三 村 申 吾

一 港湾計画の変更の概要

平成十三年十二月二十一日付けで青森県報においてその概要を公告した青森港港湾計画について変更した事項は、次のとおりである。

1 旅客船埠頭計画

変更する施設

地区名	施設名	面積(メートル)
本港地区	岸壁(水深マイナス一〇メートル)一 パース	三六〇
		延長(メートル)

2 水域施設計画

新たに追加する施設

地区名	施設名	面積(ヘクタール)
本港地区	泊地(水深マイナス一〇メートル)	一

3 外郭施設計画

変更する施設

地区名	施設名	面積(メートル)
本港地区	西防波堤	八二
		延長(メートル)

4 港湾環境整備施設計画

変更する施設

地区名	施設名	面積(ヘクタール)

5 土地造成及び土地利用計画

本港地区	緑地	—
地区名	用途	面積 (ヘクタール)
本港地区	埠頭用地 港湾関連用地 交流厚生用地 交通機能用地	一一 (一一) 七 (七) 一八 (一八) 一五 (一五)
緑地		二一 (二一) 二一 (二一)
合計		七二 (七二)

(注一) () は、港湾の開発、利用及び保全並びに港湾に隣接する区域の保全に、特に密接に関連する土地利用計画で内数である。

(注二) 今回の「変更」に係る土地利用区分のみ記述した。

(注三) 端数整理のため、内訳の和は必ずしも合計とはならない。

二 港湾計画の縦覧場所

青森市長島一丁目の一 青森県県土整備部港湾空港課

PPC用紙の単価契約に係る一般競争入札

次のとおり一般競争入札により契約を締結するので、地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第百六十七条の六の規定により公告する。

平成二十六年十月三日

青森県知事 三 村 申 吾

一 一般競争入札に付する事項

次に掲げる物品の一箱当たりの単価(箱数は、予定数量)とし、その物品に要求する性能等は、入札説明書による。

- 1 PPC用紙 A4 二千五百枚入 二万四千箱
- 2 PPC用紙 A3 千五百枚入 千四百箱

- 3 PPC用紙 B4 二千五百枚入 二千四百箱
 - 4 PPC用紙 B5 二千五百枚入 三百箱
 - 1から4までについては、それぞれの入札とする。
- 二 履行期間
平成二十六年十二月一日から平成二十七年十一月三十日まで

三 納入場所

入札説明書による。

四 入札に参加する者に必要な資格

1 地方自治法施行令第百六十七条の四第一項及び第二項に規定する者に該当しない者であること。

2 平成二十六年六月二十七日青森県告示第五百二十七号(物品等の競争入札参加資格)の一の規定によりAの等級に格付された者であること。

3 物品の製造の請負、買入れ及び借入れに係る契約並びに役務の提供を受ける契約に係る競争入札参加資格者名簿登載業者に関する指名停止要領(平成十二年一月二十一日付け青管第九百十二号。以下「指名停止要領」という。)に基づく知事の指名停止の措置を、一般競争入札参加資格審査申請書の提出期限の日から開札の時までの間に、受けていない者であること。

4 一般競争入札参加資格審査申請書の提出期限の日から開札の時までの間に、指名停止要領別表第九号から第十六号までに掲げる措置要件に該当する事実(既に知事の指名停止の措置が行われたものを除く。)がない者であること。

5 入札説明書に明記されている入札に参加する者の提出書類を適正に提出しているものであること。

五 入札に参加する者に必要な資格の審査の申請の時期及び場所等

1 入札に参加しようとする者は、あらかじめ、四に定める資格を有することについて、次に従い、一般競争入札参加資格審査申請書(以下「申請書」という。)により、審査を受けなければならない。

2 提出部数 一部

3 提出時期等

(一) 入札への参加を希望する者は、申請書に係る書類を添えて、平成二十六年十月二十八日までに青森県出納局会計管理課長に提出しなければならない。また、申請書の内容について説明又は必要に応じて内容の変更等を求められた場合には、これに応じなければならない。

(一) (二)の説明又は内容の変更等に応じない者は、当該入札に参加することができないものとする。

(三) (一)の審査結果については、申請者に対して書面により別途通知する。

4 提出場所

青森市長島一丁目の一

青森県出納局会計管理課物品調達グループ

電話 〇一七 七三四 九一〇四

六 入札説明書の交付等

入札説明書の交付場所、契約条項を示す場所及び問合せ先

青森市長島一丁目の一

青森県出納局会計管理課物品調達グループ

電話 〇一七 七三四 九一〇四

七 入札の日時及び場所

1 日時

平成二十六年十一月十三日(時間は、入札説明書による。)

2 場所

青森市長島一丁目の一

青森県庁舎 東棟一階会計管理課入札室

八 入札執行回数

原則として三回を限度とする。

九 入札保証金及び契約保証金に関する事項

入札保証金及び契約保証金は、免除する。

十 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

十一 契約の締結

1 落札決定の日から七日以内に契約を締結する。

2 落札の決定後、当該入札に係る契約の締結までの間において、当該落札者が四に掲げるいずれかの要件を満たさなくなった場合には、当該契約を締結しない。

十二 入札条件

青森県財務規則に定める入札者心得書を遵守するほか、入札説明書による。

十三 入札書記載金額

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の百分の八に相当する額を加算した金額(当該金額に小数点第三位以下があるときは、これを切り捨てて小数点第二位までにした金額)をもって落札金額とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の百分の百に相当する金額を入札書に記載すること。

十四 その他

1 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨

2 入札の無効 入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札、申請書に虚偽の事実の記載をした者の入札及び入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

3 契約書作成の要否 要

4 その他 詳細は、入札説明書による。

SUMMARY

1 Nature and quantity of the products to be purchased:

Unit price contract for PPC paper

(1) Size A4

Expected quantity of 24,000 boxes

(a box of 2,500 sheets)

(2) Size A3

Expected quantity of 1,400 boxes

(a box of 1,500 sheets)

(3) Size B4

Expected quantity of 2,400 boxes

(a box of 2,500 sheets)

(4) Size B5

Expected quantity of 300 boxes

(a box of 2,500 sheets)

2 Time limit for tender:

13 November, 2014 (Please refer to a bid manual in time.)

3 Contact Point for the notice:

Account Management Division

Accounting Bureau
 Aomori Prefectural Government
 1-1-1 Nagashima
 Aomori City, Aomori 030-8570
 JAPAN
 TEL 017-734-9104

特定調達契約に係る契約の相手方の決定に関する公示

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第三百七十二号）第四条に規定する特定調達契約につき契約の相手方を決定したので、同令第十一条の規定により次のとおり公示する。

平成二十六年十月三日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 物品等の名称及び数量
小形除雪機（○・ハメートル級） 三台
- 二 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
青森県出納局会計管理課
青森市長島一丁目の一
- 三 契約の方法
一般競争入札
- 四 契約の相手方を決定した日
平成二十六年八月二十六日
- 五 契約の相手方の名称及び住所
株式会社青工
青森市新田三丁目一の一の八
- 六 契約金額
八百四十五万六千四百円
- 七 契約の相手方を決定した手続
物品等に要求される性能等が満たされていると判断した製作仕様書等を提出した者で、かつ、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者

を契約の相手方としたものである。

八 入札の公告を行った日
平成二十六年七月十六日

特定調達契約に係る契約の相手方の決定に関する公示

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第三百七十二号）第四条に規定する特定調達契約につき契約の相手方を決定したので、同令第十一条の規定により次のとおり公示する。

平成二十六年十月三日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 物品等の名称及び数量
小形除雪機（○・ハメートル級） 一台
- 二 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
青森県出納局会計管理課
青森市長島一丁目の一
- 三 契約の方法
一般競争入札
- 四 契約の相手方を決定した日
平成二十六年八月二十六日
- 五 契約の相手方の名称及び住所
株式会社青工
青森市新田三丁目一の一の八
- 六 契約金額
二百八十万八千円
- 七 契約の相手方を決定した手続
物品等に要求される性能等が満たされていると判断した製作仕様書等を提出した者で、かつ、予定価格の制限の範囲内で交換差金に係る最低の価格をもって有効な入札を行った者を契約の相手方としたものである。
- 八 入札の公告を行った日
平成二十六年七月十六日

建設業者の許可の取消し

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成二十六年十月三日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 商号又は名称 八甲通信建設株式会社
- 二 代表者の氏名 成田 幸夫
- 三 主たる営業所の所在地 青森市大字浦町字奥野三五四の九
- 四 許可番号 青森県知事許可（般 二三）第七 二号
- 五 取消年月日 平成二十六年九月一日
- 六 取消しに係る建設業の許可 土木工事業に係る一般建設業の許可
- 七 取消しの原因となった事実 平成二十六年七月三十一日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

建設業者の許可の取消し

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成二十六年十月三日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 商号又は名称 株式会社佐藤組
- 二 代表者の氏名 工藤 隆
- 三 主たる営業所の所在地 東津軽郡平内町大字沼館字沼館尻五の七
- 四 許可番号 青森県知事許可（般 二三）第九八四号
- 五 取消年月日 平成二十六年九月一日

六 取消しに係る建設業の許可 建築、造園工事業に係る一般建設業の許可

七 取消しの原因となった事実

平成二十六年八月一日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

建設業者の許可の取消し

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成二十六年十月三日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 商号又は名称 株式会社一矢産業
- 二 代表者の氏名 田中 文治
- 三 主たる営業所の所在地 東津軽郡外ヶ浜町字平館野田オノ神一七の一
- 四 許可番号 青森県知事許可（般 二三）第六四三二号
- 五 取消年月日 平成二十六年九月一日
- 六 取消しに係る建設業の許可 造園工事業に係る一般建設業の許可
- 七 取消しの原因となった事実 平成二十六年八月十八日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

建設業者の許可の取消し

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成二十六年十月三日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 商号又は名称 木村工務店

- 二 氏名 木村 正義
- 三 主たる営業所の所在地 南津軽郡大鰐町大字宿川原字山下一五九の三
- 四 許可番号 青森県知事許可(般 二三) 第四〇三一号
- 五 取消年月日 平成二十六年九月一日
- 六 取消しに係る建設業の許可
土木、建築工事業に係る一般建設業の許可
- 七 取消しの原因となった事実
平成二十六年五月十九日前記建設業者が死亡したことが、届出により確認された。
このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

議 会

青森県議会告示第一号

青森県議会議事務局処務規程(昭和四十七年三月青森県議会訓令第一号)第十七条において準用する青森県文書取扱規程(平成二十五年九月青森県訓令甲第十七号)第十七条第二項の規定により、公印の印影を印刷することができる文書を次のとおり定める。

平成二十六年十月三日

青森県議会議長 阿 部 広 悦

一度に印刷する枚数がおおむね五百枚以上であるもの

(発行所・発行人)
青森市長島一丁目一番一号
青 森 県

(印刷所・販売人)
青森市第一問屋町丁目番七七号
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行
定価小口一枚二付十五円四十四銭